

令和2年5月20日

保護者の皆様へ

都城市教育委員会教育長
(公 印 省 略)

都城市立小・中学校版 感染症予防ガイドライン（新型コロナウイルス感染症）の改訂版
（5月19日改訂）について（お知らせ）

保護者の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症対策について、多大なる御理解と御協力をいただいておりますことに、感謝申し上げます。

さて、5月25日（月）の学校再開に向け、国や県の指針を元に、都城市教育委員会として感染症リスクを低減するためのガイドラインを改訂いたしました。今後は、下記のと通りの対応となります。

保護者の皆様には、引き続き感染拡大防止対策への御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、期間については、令和2年5月及び6月とし、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じ、改訂・追加する場合がありますので御留意ください。

記

1 ガイドラインの期間

- 令和2年5月及び6月

2 主な改訂について

（1）感染症予防策の徹底について

- 学校は、児童生徒に対し、手洗い（登校時や給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレ使用後など）、マスクの着用について指導します。ただし、マスクの着用により、体に熱がこもりやすく、熱中症の可能性が高まる時期ですので、熱中症予防に十分配慮します。
- 登下校では、原則マスク着用としますが、登校の距離、気温等を考慮し、柔軟に指導します。

（2）教育活動上の主な留意点

ア 学校行事等について

No.	行事名	対応
1	参観日 保護者会等	○参観日は実施しません。 ・保護者会等については、 <u>必要性が高いと判断される場合、感染拡大防止に十分配慮した上で実施</u> することができます。
2	水泳指導	○ <u>1学期は実施しません。</u> 2学期の実施については、国の指針を参考に判断し、学校を通じて、後日お知らせします。
3	遠足	○実施可能です。 ・ただし、バスを利用する場合には、延期します。 ・徒歩で移動する場合にも、安全に十分配慮しながら児童生徒の距離を確保するようにします。

イ 部活動について

対応
○実施可能です。 ただし、<u>6月14日（日）までは練習試合や大会等への参加は自粛します。</u> ・臨時休業期間において、運動不足となっている生徒もいると考えられるため、<u>十分な準備運動を行うとともに、身体に過度な負担のかかる運動を避ける</u>など、生徒の怪我防止には十分留意します。 ・1回の活動時間は、<u>更衣、準備、片付け等を含め、2時間以内</u>とします。土日も同様とします。

ウ 学校でお子さんの発熱を確認した場合について

- 保護者に御連絡し、帰宅させます。症状がなくなるまでは自宅で休養させください。その日から出席停止となります。
- また、少なくとも以下のいずれかに該当する場合は、「新型コロナウイルス感染症健康相談センター」（0985-78-5670）や、かかりつけ小児医療機関等に電話などで相談してください。
（以下、厚生労働省HPより引用）

- ・ 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- ・ 重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD 等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
- ・ 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※症状が4日以上続く場合は必ず相談してください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。

（3）その他

- 改訂版のガイドラインは、都城市のホームページからも閲覧及びダウンロードできます。
<https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/site/coronavirus/19827.html>

